

大和市寄附条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第56号

大和市寄附条例施行規則の一部を改正する規則

大和市寄附条例施行規則（平成19年大和市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「ついては、」の次に「当該寄附者に対し別に定めるところにより返礼品を贈呈する場合又は」を加え、「ではない」を「でない」に改める。

附 則

この規則は、令和3年1月8日から施行する。